

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 8

【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 井上 広樹、 同 石塚 洋之

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

【報告義務発生日】 令和元年8月20日

【提出日】 令和元年8月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等に関する重要な契約の締結  
株券等保有割合が1%以上減少したこと  
単体株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社新生銀行
証券コード	8303
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の間	法人(外国会社)
氏名又は名称	サターンIVサブ・エルピー(Saturn IV Sub L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島KY1-9009、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト(ケイマン)リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成19年10月29日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ(J. Christopher Flowers)
代表者役職	ジェネラル・パートナー ケイマンIV(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 取締役
事業内容	ケイマン諸島のエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下で創設されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップが従事することのできるあらゆる合法的な行為に従事すること

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

## (2)【保有目的】

純投資
-----

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	5,491,568		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 5,491,568	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,491,568
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月8日現在)	V	259,034,689
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		2.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		11.77

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価

令和元年8月20日	株券	7,835,900	3.03	市場外	処分	国内売出しの引受人である野村證券株式会社、シティグループ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社	1,329.80
令和元年8月20日	株券	19,040,600	7.35	市場外	処分	海外売出しの引受人であるMerrill Lynch International、Citigroup Global Markets Limited及び、Nomura International plc	1,336.95

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>・サターン サブ・エルピー(以下「本パートナーシップ」といいます。)は、平成23年9月29日に、ニューヨークメロン信託銀行株式会社との間で、自らを委託者兼受益者とする信託契約を締結しました。当該信託契約においては、本パートナーシップは、自らが指定する日に、自ら指定する数量の株券等を信託財産に移転することが規定されています。</p> <p>・本パートナーシップは、発行者並びにMerrill Lynch International、Citigroup Global Markets Limited及びNomura International plc(以下「海外引受会社」と総称します。)との間で、2019年8月20日付で、海外売出しに係るInternational Purchase Agreement(海外引受会社に付与される発行者普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として2,624,000株、受渡期日:2019年8月27日)を締結いたしました。</p> <p>・本パートナーシップは、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、野村證券株式会社との間で、2019年8月20日付で、発行者普通株式株券の貸借取引に関する契約(貸出株数:1,412,800株、貸出期間:2019年8月27日から2019年9月25日)を締結いたしました。本パートナーシップは、同契約において、野村證券株式会社に対して、2019年8月27日から2019年9月20日までを行使期間として、1,412,800株を上限に、その所有する発行者普通株式を追加的に取得する権利(以下「グリーンシューオプション」といいます。)を付与しております。</p> <p>・本パートナーシップは、野村證券株式会社、シティグループ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称します。)に対して、2019年8月20日付で、2019年8月20日から2020年2月22日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、発行者株式の売却等(但し、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して発行者普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて発行者普通株式を売却すること等は除きます。)を行わない旨を合意しております。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	22,270,189
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	22,270,189

(注) 一株あたりの取得価格の平均値を算出し、当該平均値に処分した株券等の数を乗じた額を処分前の取得資金合計である131,263,600,000円から差し引く方法により算出した。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ（Saturn Japan III Sub C.V.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10153ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー 767（23階）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年11月1日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ（J. Christopher Flowers）
代表者役職	ジェネラル・パートナー ケイマンIII（ケイマン）エグゼンプト・リミ テッド 取締役

事業内容	<p>(a) 関係法人の持分と株式を保有する中間持株ピークルとなること。</p> <p>(b) 法人、会社、パートナーシップ、事業体等を設立、購入、取得し、それらに参加・出資し、それらに資金を提供し、それらを運営、監督、経営、推進し、それらに対するその他の種類の持分を保有し、それらを取引、譲渡、売却、抛却及び/又は処分すること。</p> <p>(c) 有価証券、銀行借入金、社債、債券等の負債証券の発行により資金を調達し、その方法を問わず借入れを行い、担保等及び保証状を差し入れること。</p> <p>(d) 通貨、有価証券、預金証書等の金融商品に投資し、それらを取引すること。</p> <p>(e) 最も広義において前記各号の目的に関連又は付随すると解釈される一切の活動を行うこと。</p> <p>(f) パートナーが決定するその他一切の活動を履行し、そうした活動に従事すること。</p> <p>(g) 日本の金融機関の株式の公募を行うこと、当該公募が無条件であると宣言すること、当該公募要項に従って当該公募の決済を行うこと、並びに最も広義においてそれらに関連又は付随すると解釈される活動及び法的行為を行うこと。</p>
------	--

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資
-----

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,492,367		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M

他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	8,492,367	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,492,367
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月8日現在)	V	259,034,689
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.28
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		4.02

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和元年8月20日	株券	744,200	0.29	市場外	処分	国内売出しの引受人である野村證券株式会社、シティグループ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社	1,329.80
令和元年8月20日	株券	1,808,400	0.70	市場外	処分	海外売出しの引受人であるMerrill Lynch International、Citigroup Global Markets Limited及びNomura International plc	1,336.95

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・サターン・ジャパン サブ・シーバイ（以下「本パートナーシップ」といいます。）は、発行者及び海外引受会社との間で、2019年8月20日付で、海外売出しに係るInternational Purchase Agreement（海外引受会社に付与される発行者普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として249,100株、受渡期日：2019年8月27日）を締結いたしました。

・本パートナーシップは、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、野村証券株式会社との間で、2019年8月20日付で、発行者普通株式株券の貸借取引に関する契約（貸出株数：134,200株、貸出期間：2019年8月27日から2019年9月25日）を締結いたしました。本パートナーシップは、同契約において、野村証券株式会社に対して、2019年8月27日から2019年9月20日までを行使期間として、134,200株を上限に、グリーンシュエーションを付与しております。

・本パートナーシップは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、2019年8月20日付で、2019年8月20日から2020年2月22日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、発行者株式の売却等（但し、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して発行者普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて発行者普通株式を売却すること等は除きます。）を行わない旨を合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	36,092,562
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	36,092,562

（注）一株あたりの取得価格の平均値を算出し、当該平均値に処分した株券等の数を乗じた額を処分前の取得資金合計である46,941,113,000円から差し引く方法により算出した。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

3 【提出者（大量保有者） / 3】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サターン・ジャパン I I サブ・シーバイ（Saturn Japan II Sub C.V.）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10153ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー767（23階）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
------	--



職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成19年11月1日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ(J. Christopher Flowers)
代表者役職	ジェネラル・パートナー ケイマンII(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド 取締役
事業内容	<p>(a) 関係法人の持分と株式を保有する中間持株ピークルとなること。</p> <p>(b) 法人、会社、パートナーシップ、事業体等を設立、購入、取得し、それらに参加・出資し、それらに資金を提供し、それらを運営、監督、経営、推進し、それらに対するその他の種類の持分を保有し、それらを取引、譲渡、売却、抛及及び/又は処分すること。</p> <p>(c) 有価証券、銀行借入金、社債、債券等の負債証券の発行により資金を調達し、その方法を問わず借入れを行い、担保等及び保証状を差し入れること。</p> <p>(d) 通貨、有価証券、預金証書等の金融商品に投資し、それらを取引すること。</p> <p>(e) 最も広義において前記各号の目的に関連又は付随すると解釈される一切の活動を行うこと。</p> <p>(f) パートナーが決定するその他一切の活動を履行し、そうした活動に従事すること。</p> <p>(g) 日本の金融機関の株式の公募を行うこと、当該公募が無条件であると宣言すること、当該公募要項に従って当該公募の決済を行うこと、並びに最も広義においてそれらに関連又は付随すると解釈される活動及び法的行為を行うこと。</p>

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資
-----

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	394,237		

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A		-	H
新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	394,237	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			394,237
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月8日現在)	V	259,034,689
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.15
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.81

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和元年8月20日	株券	534,600	0.21	市場外	処分	国内売出しの引受人である野村証券株式会社、シティグループ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社	1,329.80

令和 元年8 月20 日	株券	1,299,100	0.50	市場外	処分	海外売出しの引 受人である Merrill Lynch International、 Citigroup Global Markets Limited及び Nomura International plc	1,336.95
-----------------------	----	-----------	------	-----	----	---	----------

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・サターン・ジャパン サブ・シーブイ(以下「本パートナーシップ」といいます。)は、発行者及び海外引受会社との間で、2019年8月20日付で、海外売出しに係るInternational Purchase Agreement(海外引受会社に付与される発行者普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として179,000株、受渡期日:2019年8月27日)を締結いたしました。

・本パートナーシップは、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、野村證券株式会社との間で、2019年8月20日付で、発行者普通株式株券の貸借取引に関する契約(貸出株数:96,500株、貸出期間:2019年8月27日から2019年9月25日)を締結いたしました。本パートナーシップは、同契約において、野村證券株式会社に対して、2019年8月27日から2019年9月20日までを行使期間として、96,500株を上限に、グリーンシュエーションを付与しております。

・本パートナーシップは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、2019年8月20日付で、2019年8月20日から2020年2月22日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、発行者株式の売却等(但し、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して発行者普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて発行者普通株式を売却すること等は除きます。)を行わない旨を合意しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,598,547
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,598,547

(注)一株あたりの取得価格の平均値を算出し、当該平均値に処分した株券等の数を乗じた額を処分前の取得資金合計である9,033,812,000円から差し引く方法により算出した。

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 4【提出者(大量保有者)/4】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド(Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島KY1-9009、グランドケイマン、ジョージタウン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト(ケイマン)リミテッド気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	平成19年10月29日
代表者氏名	J. クリストファー フラワーズ(J. Christopher Flowers)
代表者役職	取締役(Director of Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)
事業内容	ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)第7条(4)に規定されたとおり、法律によって禁止されていないあらゆる目的を遂行すること

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

## (2)【保有目的】

純投資
-----

## (3)【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

## (4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	371,402		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B		-	I
対象有価証券カバードワラント	C			J
株券預託証券				
株券関連預託証券	D			K
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E			L
対象有価証券償還社債	F			M
他社株等転換株券	G			N
合計(株・口)	O	371,402	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T			371,402
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月8日現在)	V	259,034,689
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.75

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和元年8月20日	株券	489,400	0.19	市場外	処分	国内売出しの引受人である野村証券株式会社、シティグループ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社	1,329.80

令和 元年8 月20 日	株券	1,189,200	0.46	市場外	処分	海外売出しの引 受人である Merrill Lynch International、 Citigroup Global Markets Limited及び Nomura International plc	1,336.95
-----------------------	----	-----------	------	-----	----	---	----------

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・サターン サブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド(以下「当社」といいます。)は、発行者及び海外引受会社との間で、2019年8月20日付で、海外売出しに係るInternational Purchase Agreement(海外引受会社に付与される発行者普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として163,900株、受渡期日:2019年8月27日)を締結いたしました。

・当社は、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、野村証券株式会社との間で、2019年8月20日付で、発行者普通株式株券の貸借取引に関する契約(貸出株数:88,200株、貸出期間:2019年8月27日から2019年9月25日)を締結いたしました。当社は、同契約において、野村証券株式会社に対して、2019年8月27日から2019年9月20日までを行使期間として、88,200株を上限に、グリーンシュエーションを付与しております。

・当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、2019年8月20日付で、2019年8月20日から2020年2月22日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、発行者株式の売却等(但し、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して発行者普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて発行者普通株式を売却すること等は除きます。)を行わない旨を合意しております。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,506,612
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,506,612

(注)一株あたりの取得価格の平均値を算出し、当該平均値に処分した株券等の数を乗じた額を処分前の取得資金合計である8,315,944,000円から差し引く方法により算出した。

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 5 【提出者(大量保有者) / 5】

## (1) 【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
---------	----

氏名又は名称	J. クリストファーフラワーズ (J. Christopher Flowers)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国10065ニューヨーク州ニューヨーク市パーク・アベニュー640
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	昭和32年10月27日
職業	会社役員
勤務先名称	ジェイ・シー・フラワーズ・アンド・カンパニー・エルエルシー
勤務先住所	アメリカ合衆国10153ニューヨーク州ニューヨーク市フィフス・アベニュー767(23階)

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 斉藤 元樹
電話番号	03-6889-7000

(2) 【保有目的】

純投資
-----

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし
--------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,002,374		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	1,002,374	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,002,374
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月8日現在)	V	259,034,689
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.39
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.79

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和元年8月20日	株券	1,945,500	0.75	市場外	処分	国内売出しの引受人である野村證券株式会社、シティグループ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社	1,329.80
令和元年8月20日	株券	4,727,500	1.83	市場外	処分	海外売出しの引受人であるMerrill Lynch International、Citigroup Global Markets Limited及びNomura International plc	1,336.95



(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・J. クリストファーフラワーズは、発行者及び海外引受会社との間で、2019年8月20日付で、海外売出しに係る International Purchase Agreement (海外引受会社に付与される発行者普通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として651,500株、受渡期日：2019年8月27日)を締結いたしました。

・J. クリストファーフラワーズは、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して、野村証券株式会社との間で、2019年8月20日付で、発行者普通株式株券の貸借取引に関する契約(貸出株数：350,800株、貸出期間：2019年8月27日から2019年9月25日)を締結いたしました。J. クリストファーフラワーズは、同契約において、野村証券株式会社に対して、2019年8月27日から2019年9月20日までを行使期間として、350,800株を上限に、グリーンシュエーションを付与しております。

・J. クリストファーフラワーズは、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対して、2019年8月20日付で、2019年8月20日から2020年2月22日までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、発行者株式の売却等(但し、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して発行者普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて発行者普通株式を売却すること等は除きます。)を行わない旨を合意しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	2,505,935
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,505,935

(注)一株あたりの取得価格の平均値を算出し、当該平均値に処分した株券等の数を乗じた額を処分前の取得資金合計である19,188,437,000円から差し引く方法により算出した。

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) サターンIVサブ・エルピー(Saturn IV Sub L.P.)
- (2) サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ(Saturn Japan III Sub C.V.)
- (3) サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ(Saturn Japan II Sub C.V.)
- (4) サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプト・リミテッド(Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)
- (5) J.クリストファーフラワーズ(J. Christopher Flowers)

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,751,948		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 15,751,948	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		15,751,948
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年8月8日現在)	V	259,034,689
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.08
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		20.13

## (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
サターンIVサブ・エルピー (Saturn IV Sub L.P.)	5,491,568	2.12
サターン・ジャパンIIIサブ・シーブイ (Saturn Japan III Sub C.V.)	8,492,367	3.28
サターン・ジャパンIIサブ・シーブイ (Saturn Japan II Sub C.V.)	394,237	0.15

サターンIサブ(ケイマン)エグゼンプ ト・リミテッド(Saturn I Sub (Cayman) Exempt Ltd.)	371,402	0.14
J.クリストファーフラワーズ (J. Christopher Flowers)	1,002,374	0.39
合計	15,751,948	6.08